

陳 情 文 書 表

令和 4 年 9 月 2 1 日 提出

番 号	令和 4 年 陳情第 1 4 号
件 名	住民訴訟に関する陳情
陳情の趣旨	<p>「釧路地方裁判所令和 3 年（行ウ）第 7 号損害賠償等請求事件」及び「釧路地方裁判所令和 4 年（行ウ）第 1 号共同不法行為に基づく損害賠償等請求事件」並びに「釧路地方裁判所令和 4 年（行ウ）第 2 号共同不法行為に基づく損害賠償等請求事件」の判決言い渡しは令和 4 年 7 月 2 6 日であるが、法廷において合議体の裁判官（右陪席）を欠き、判決書も裁判官の署名押印がなく非判決である。</p> <p>ゆえに「口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、調書によってのみ証明することができる（民事訴訟法第 1 6 0 条第 3 項）」ことから、口頭弁論調書に記載されたものが事実として証明されており、本件においては判決に代わる調書であることは顕著な事実である。</p> <p>したがって、本件は原告である陳情者が勝訴したものであるから、訴状の請求の趣旨に記載のとおり、被告である芽室町長が、町職員らに対して損害賠償請求権（支払請求の義務付け請求）を行使することを、議会から求めるよう陳情する。</p>
陳情者の住所氏名	芽室町東 9 条 5 丁目 2 番地 7 奈良隆二
受付年月日	令和 4 年 8 月 2 4 日
備考	